〇 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月30日

契約担当者 秋田県畜産試験場長 小棚木 栄作

- 1 入札に付する事項
 - (1)委 託 名 畜産試験場し尿浄化槽清掃及び維持管理業務委託
 - (2)委託場所 秋田県畜産試験場
 - (3)委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
 - (4)委託概要 秋田県畜産試験場改良増殖棟及びふ卵舎に設置されている、し尿浄化槽の正常 な機能維持を目的として、清掃、点検及び消毒薬の補充を行う。
- 2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない 者(適用除外事業所を除く。)であること。
- (5) 公告日現在、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格(平成22年6月1日秋田県告示)第5条に規定する庁舎維持管理業者登録名簿において、「希望する業務の内容」に「浄化槽設備保守管理」を登録していること。
- (6) 大仙市神岡区域において、大仙市の「一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥収集運搬)」及び「浄化槽清掃業」の許可を得ていること。
- 3 入札参加資格確認申請書等の提出
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類等
 - ア 入札参加資格確認申請書 (様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 住民票(法人にあっては、登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書))の写し
 - エ 配置予定技術者の資格証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知 用)の写し
 - オ 大仙市の「一般廃棄物処理業」及び「浄化槽清掃業」の許可証の写し
 - ② 提出期間

令和7年6月30日(月)から令和7年7月14日(月)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

4 提出場所

秋田県畜産試験場総務企画室総務企画チーム

- ⑤ 提出部数
 - 1 部
- ⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- 2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるま

での間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届 (様式第3号)を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければなら ない。

4 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、契約書(案)、金額を記載しない内訳書(以下「設計図書等」という。)については、令和7年6月30日(月)から令和7年7月16日(水)までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年7月8日(火)までに畜産試験場長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年7月10日(木)までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載により行う。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約額の10分の1以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 有価証券の提供
- (2) 銀行又は保証事業会社の証書

8 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保証会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に畜産試験場研修室に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和7年7月16日(水)午前9時30分

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) その他
 - ① 入札執行回数は、2回までとする。
 - ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、 当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を付した資格確認結果通知書(様式第5号)を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入 札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札公告設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。

13 問い合わせ先

公 所 名 秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム

住 所 秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3

電話番号 0187-72-2511